

Title	自己決定\自己責任 : あるいは、未だ到来しない<近代>を編みなおすこと
Author(s)	児島, 亜紀子
Editor(s)	
Citation	社会問題研究. 2000, 50(1), p.17-36
Issue Date	2000-12-24
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10466/6841">http://hdl.handle.net/10466/6841</a>
Rights	

# 自己決定 \ 自己責任

——あるいは、未だ到来しない  
〈近代〉を編みなおすこと——

児 島 亜紀子

## 概 要

この論文では、社会福祉における自己決定という考えを再検討したいと思う。このテーマは、近年、さまざまな論者によって取り上げられてきた。この言葉が——「自己決定」という概念自体は決して目新しいものではないのにもかかわらず——社会福祉学の領域で市民権を得るに至ったのは、IL運動に象徴されるような、「自己決定する自立」という考え方が広く普及したためと思われる。自己決定概念は、はじめ障害者福祉の領域で用いられ、ついで社会福祉全体を貫通する援助の際の重要なモチーフとなったのである。筆者が注目したのは、わが国で「自立生活」を主張していた「青い芝の会」の人の発言のなかに、しばしば「責任」という概念が登場することであった。いうまでもなく、自己決定は自己責任をとまなう、という考えは、一般にも広く普及している。果たしてこの定式化はどこまで妥当し、どのような限界を有しているのだろうか？ 筆者の関心はそこにある。この論文では、「自己決定」を考えるうえで不可避的に生じてくる、自己決定と自己責任の関係を中心に検討する。

## はじめに

社会福祉政策の基本理念として、「自己決定」は重要なキーワードとして定着した感がある。たとえば、「今後の障害保健福祉施策のあり方について」の意見具申(1999年)を見てみよう。ここでは、「ノーマライゼーション」と

「自己決定」が障害者福祉の理念として掲げられている。さらに、この意見具申では「自己決定」の理念をふまえたうえで利用者の選択権が保障され、利用者と援助者が対等な関係にたち、利用者本位の考え方に立脚したサービス利用の仕組みを作ることが必要であると唱われている。しかし、「自己決定」がキーワードとなっているのは、障害者福祉の領域に限ったことではない。「社会福祉基礎構造改革」において、利用者の「自主性を尊重すること」は理念のひとつとして掲げられている。かように自己決定は、今や社会福祉の政策理念としても重要視されてきているのであるが、このことに筆者は微かな違和感を覚える。むろん、利用者の「自己決定」が尊重されるべきであるということ自体には異論がない。そうではなくて、これまでソーシャルワークにおいて、尊重されるべき原理とされてきた「自己決定の原則」と、現在さかんにいわれている政策理念たる「自己決定」、さらにはIL運動でいわれる「自己決定」との間には、微妙な差異ないしは齟齬があるように感じられるからだ。この齟齬が何であるか、どこに由来するのかについては、後節で検討する。また、援助者の側にも「自己決定」概念と「自己責任」概念を等値とするような考え方が存在するらしいということがある。このことはただちに、責任がとれなければ自己決定できないのか、そもそもこの場合にいう責任とは何であるのかという問いをわれわれに投げかけてくるだろう。以下では、ここで提起した「自己決定」概念および「自己決定」と「責任」との関係について考察を試みる。

## 1. 自己決定はなぜ重視されるのか

なにゆえに「自己決定」は肯定されるのか。この問いかけに答えるにあたり、本節ではまず「自己決定」概念の出自を検討するところから始めたい。周知のごとく、1960年代後半以降、アメリカを中心として、さまざまな権利獲得運動が顕揚した。「自己決定権」を求める動きは、それらの運動と重なって展開した。第2派フェミニズム運動が「女性の身体的性的自己決定権」を掲げ、生命倫理の領域では「患者の自己決定権」が主張された。こうして

「自己決定」は——少なくとも西欧社会では——時代のキーワードとなっていく。「自己決定」という言葉が市民権を得るには、そうした経緯があった。留意すべきはこの概念の底流に、そもそも「人間は自由であるべき」という考え=規範が横たわっていることである。自己決定概念それ自体は、自由主義ないしは規範的個人主義の重要な契機をなす。自由主義は、封建社会における旧来の秩序を解体し、共同体の桎梏から個人を解放したという点で、近代市民社会の中心的な価値のひとつとなりえた。加藤尚武は、自由主義の原理を、次のように定式化している。すなわち、①判断力のある大人なら、②自分の生命、身体、財産に関して、③他人に危害を及ぼさない限り、④たとえその決定が本人にとって不利益なことでも、⑤自己決定の権限をもつ、というのがそれである<sup>1)</sup>。一方、規範的個人主義の方も、個人の自律<sup>2)</sup>・自己決定を主張する。ルークス(Lukes, S.)は、その著書『個人主義』において、「自律性(autonomy)」あるいは「自己指向(self-direction)」が個人主義の基本的な観念のひとつであると述べている。ルークスは、「自律性は、『積極的』自由とよばれたものと密接に結びついているし、時折、まさに自由そのものである<sup>3)</sup>」という。ルークスはこう述べた直後に、「自己決定」について書かれた非常に簡潔でわかりやすい、バーリン(Berlin, I.)の文章を引用している。その引用の一部を以下に見てみよう<sup>4)</sup>。

私は、自分の生活やさまざまな決定を、それがどのような種類のものであれ、外的な力にはなく、自分自身に依拠させたいと望む。私は、他人のではなく、自分自身の意志的行為の道具でありたい。私は、客体ではなく、主体でありたい。いわば、外部から働きかけてくる原因によってではなく、自分自身の理性や自覚的な目的によって動かされるものでありたい。私は、取るに足らない人間ではなく、ひとかどの人間でありたい。決定を下されるのではなく、みずから決定を下し、自分で方向を定める行為者でありたい。……

バーリンのこの主張はたぶん「近代」の気分を映し出している。いずれ

にせよ、これらの記述によって明らかになることは、こうだ。「自由」はまさに近代性の核心となる部分であるということ、さらにこの場合にいう「自由」とは、イグナティエフ (Ignatieff, M.) の平明な表現を借りれば、「自分の意志にしたがってみずからのアイデンティティと人生をかたち作る自由」であるということである。しかし、こういったところで問題は残る。ここまでの記述で、われわれは少しでも、自己決定の出自を、その意味内容を明らかにできただろうか？ここでわれわれは、冒頭にあげた加藤による自由主義の要約を再び取り上げなければならない。

加藤の要約は人が「自己決定」をする際の条件を挙げたものである。まず、要約の一番目、「判断力のある大人なら」という点について検討する。「判断力のある大人」であることを、誰が、どういう方法で証明するのか。「判断力」があるか、ないかということによって自己決定ができるかどうかが決まってくるのだとすれば、ことは重大である。まずもって、ここにいう「判断力」とは何を意味するかということが吟味されねばならない。一般的には、判断力とは、物事を認識したり、評価したり、決断したりする能力のことだと考えられる。あるいはまた、自分の意志にしたがって何事かを決め、行為することのできる能力であるともいいうる。フェイドン (Faden, R.) とビーチャム (Beauchamp, T.) は、人が自律的に行動するとは、①意図をもって、②理解して、③何かの影響下にはなく行動したとき、その人は自律的に行動したとさう述べて<sup>5)</sup>。とすれば「判断力がある」というのは、意図をもち、かつ自分の行為の何であるかを理解することができる能力ともいえるだろう。加藤も述べるように、判断能力の有無については、ケース・バイ・ケースでしか決められない。しかし、判断能力の有無を何らかの方法でテストするとすれば、まずその判定をする人間の判断能力および価値観を問う必要が出てくるだろう。

要約の2番目、「自分の生命、身体、財産に関して」という部分は、「これらは自分のものであり、そうである以上、自分が自由に処分することができる」という、規範的個人主義の中核をなすイデオロギーに支えられている。自分の身体が自分のものである以上、援助交際も臓器提供も人工妊娠中絶も、

自己決定の対象になる。所有という擬制が、決定する主体である自己と、客体である自己の身体という、奇妙にパラドキシカルな状況を作り出すのである。所有と自己決定をめぐる問題については、これを詳細に検討した先行研究<sup>6)</sup>があるのでそちらを参考にさせていただきたいと思うのだが、ここではさしあたり、以下のことだけを指摘しておく。

まず、上記に掲げた自己決定の対象になっているのは、一見「身体」という「もの」にかかわることであるように思われるが、そうではなく、彼ないし彼女らの人生や今後の生活様式のありようにかかわる「こと」が対象になっているのだということである。まず自己の身体は、自己の呼びかけに応答しない。沈黙しているもの、呼びかけに答えないもの、そして他者との関係や相互作用が事実上「切れて」おり、単独で判断をしなければいけないような状況において、客体たる身体はしばしば「モノ」化する。つまり、自己決定とは、そもそも「自分のことは自分で決める」という原則であったはずなのに、応答を断たれた対象(=身体)は、あたかもそれが「モノ」であったかのような錯覚をわれわれにもたらすのである<sup>7)</sup>。

次に、3番目の「他人に危害を及ぼさない限り」という原則について取り上げる。加藤も指摘するように、この場合、他者への危害と他者への迷惑は、はっきりと区別されねばならない。法律的な処罰の対象となるのは、他者に危害を及ぼした場合のみである。「危害」とは、他者の何を侵害する行為なのか。この点に関し、井上達夫は次のように述べる。

(危害行為の：引用者注) 抑止が法的に強行可能なのは、被害者が偶々有していた特定の善き生の構想を危害行為が挫折させたからではなく、われわれが何らかの善き生の構想に従って自己の生を形成しようとする限り、保障されなければならない人間生活の一定の諸条件を、かかる行為が浸食するからである<sup>8)</sup>。

加藤は、この「他者危害の原則」が自由主義の原理の中心部分であり、アトミズムと功利主義の性格の強い規定だと述べた<sup>9)</sup>。確かに、アトミズムとい

う側面を考えたとき、この規定が他者との関係性を欠いたものであることは明白である。しかし、当然のこととして、われわれは他者との関係性を欠いたままでは生きていくことができない。たとえば、暴力行為などの明らかな危害行為は別として、ある人の行為が他者の幸福に対して、——その程度が著しいものではなかったにせよ——配慮を欠いているようなものであった場合はどうなるのか。その行為が「迷惑」行為であるか否かを判断するのは、当該行為を仕掛けられた本人であり、この場合の判断は、行為者と本人との関係性の如何に大きく依存するものと考えられる。結論はこうだ。いずれにせよ問題なのは、われわれが、実際には他者との関係の網目のなかで生活している以上、われわれの行為が、他者に対して——どのような形であれ——影響を与えることになるのは避けられない、ということである。

最後に、4番目の原則「たとえその決定が本人にとって不利益なものであっても」という部分について取り上げる。これは本人の行為に対するパターンリスティックな介入を排除するという意味を持つ。いわば「消極的自由」の考え方にあたる部分である。他者の目から見て、その本人の行為が、危険であったり、非合理的であったり、愚行と映ったりしたとしても、そうしたことを理由に本人の決定をやめさせることはできないということを、この原則は語っているのである。

ここまで、加藤による自由主義の要約を検討してきた。それというものここに挙げられた原則が、「自己決定」をする際の条件であると同時に、「自由」の内容をある程度明らかにするものであるからである。ところで、加藤の定式では、「責任」という概念が直接は出てこない。ただ、1番目の「判断力のある大人なら」という言葉のなかに、「責任がとれる」というニュアンスを感じ取ることもできる。フェイドンとビーチャムは、「自律的人間」とは、「外的束縛にしばられず自分のことを自分で管理できる」人間のことだと述べている<sup>10)</sup>。ここにいう「自律的人間」とは、自己決定する主体と読み替えて差し支えないだろう。自分のことを完全に管理できるような人間は皆無だと思われるが、それはそれとして、この記述のなかにも「責任」という概念が見え隠れする。自分決定と責任は、どのような関係にあるのだろうか？この問題

は、後述するように、複雑な問いを含んでいる。

ここで、冒頭の問いに戻る。なにゆえに自己決定は肯定されるのか。それは、近代市民社会の主要な価値のひとつである自由主義の人間観が、自律的な、自己決定をする個人を前提としているためである。しかし、またこうもいえる。われわれのなかには、普遍的に、「自由であるような状態がいい」と感じる心性があり、その心性を規範化し、公準化したものが自由主義なのだ。「自己決定」が支持されるのは、それが「自由の承認」を意味するためである。しかし、この「自由」がなにゆえに正当化されるのかという問いについては、その根拠を詮索することが困難である。

## 2. 社会福祉において「自己決定」はどのように用いられてきたのか

以下では若干視点を変えて、社会福祉領域で「自己決定」がどのように考えられてきたかを検討する。「自己決定」という言葉そのものに、仮に微かな違和感が伴うとすれば、それはこの概念が「輸入物」であって——これに対して「そうではない」という意見も存する。それについては後述する——、十分に日本語として定着していない、ということがあるのかもしれない。少なくとも、社会福祉の領域でこの言葉が頻繁に使われだすのは、わが国の場合、1980年代以降のことである。

しかし、いまや公的なステートメントでも、この言葉は「常識化」した感がある。冒頭に挙げた「今後の障害保健福祉施策のあり方について」(意見具申)は、社会福祉基礎構造改革の動向をふまえて、今後の障害者福祉施策全般について総合的な見直しを行うために審議を行った結果の集大成である。見直しの内容として、「ノーマライゼーション」と「自己決定」の理念が掲げられ、利用者の選択を保障すること、サービス提供者との直接で対等な関係を確立することなどの必要性が提起されている。ここで眼目とされているのは、従来の措置制度から利用制度(支援費支給制度)への変更であり、知的障害者および障害児福祉に関する事務の市町村への委譲であり、身体障害者



生活訓練事業、知的障害者デイサービス事業などの法定化等である。当然のことというべきか、理念たる「自己決定」については具体的な言及はされていない。したがって乏しい資料から推測するしかないのであるが、ここでいう自己決定とは、「与えられた選択肢から選択をする」ことを指すものと考えられるのではないか。いわば、「措置から契約へ」という福祉施策の流れのなかで、さほど豊かともいえないサービスメニューのなかから「自主的に」選択をすること、それをして「自己決定」と呼んでいるのではないかと考えられるのである。

今ひとつ、ソーシャルワーク領域で使用される「自己決定」概念はどうかあるか。周知のごとく、「自己決定」という言葉は、1980年以降、わが国に突如として現れた用語ではない。ケースワークのテキストとしては古典ともいえ、わが国のソーシャルワークのテキストにもしばしば引用されるバイステック(Biestek, F.)の『ケースワークの原則』を見てみよう。この著作において、「自己決定の原則」はかなりのページを割いて記述されている。その一部に注目してみる。「自己決定」は、はたしてどのような文脈で捉えられているのだろうか。

1920年から1930年にいたるあいだ、クライアントは、ケースワーク過程における決定と選択に、進んで参加する権利と欲求を有するという認識が、成長しつつあった。この認識は、すべての人は生まれながらに自主的な行為者であるという所信から生まれ、民主主義的生活の概念によって育てられたものである。また、この認識は、クライアントがみずから決定と選択を行ったときのみケースワークの治療が真に効果的であるという実用主義的な観察により確認されたのであった<sup>11)</sup>。

クライアントの自己決定の原則とは、ケースワーク過程において、みずから選択と決定を行う自由についてのクライアントの権利と欲求を実際に認めることである。この原則に相応するケースワーカーの任務は、クライアントが地域社会と自分のパーソナリティから利用できる適当な資源を見つ

け、活用するよう援助することによって、みずから自己の進むべき方向を決定するクライアントの決定を尊重し、その欲求を認め、その潜在的な力を刺激し、活発にするよう援助することである<sup>12)</sup>。

バイステックは、クライアントの自己決定を、援助関係における重要な基本概念であると見ている。また、自己決定を行うことはクライアントの「権利」であり、その権利は、クライアントの能力、および市民法や道徳法によって制限を受けることも、明らかにされている<sup>13)</sup>。ここで、クライアントの能力とは、(市民法および道徳法の枠内で)自分のプランを立て決定を下すことのできる能力をいうものと考えられる。さらに、クライアントは、「すべての人間と同じようにその人生におけるすぐ目の目標と究極的な目標を達成するために、彼が考えるままの仕方で自分の生活を営む責任を有している」とも述べられている<sup>14)</sup>。そしてこの責任を遂行することは、クライアントの「パーソナリティが成長し円熟していく主要な源泉」であるとされる<sup>15)</sup>。しかしながら、少数の「適応の能力が非常にそこなわれている」クライアントの場合<sup>16)</sup>、その責任はワーカーと分かち合うことができる。ワーカー固有の責任とは、クライアントの自己決定を実際に適応できるようにすることである。

一方、障害者福祉をはじめとする社会福祉学の領域で「自己決定する自立」という考え方が広く受け入れられるようになったのは、1970年代にアメリカで始まったIL (Independent Living = 自立生活) 運動の紹介を通じてである。しかし、立岩真也は、この運動の基盤をなす「自立生活」を指向する考えは単なる輸入物ではなく、同様の動きがわが国にもあったことを指摘している<sup>17)</sup>。つまり、IL運動の眼目は、「障害者」と呼ばれる人びとが、施設や親のもとで生活するのではなく、それらの制約や庇護・監督のもとを抜け出て、地域社会で自らの生活様式を自分で選び、自らのやりたいように生活をする、ということであったのだが、同様のことを志向する動きが、わが国でも70年代から「青い芝の会」や全国障害者解放運動連絡会議などで見られていたからだという。IL運動はわが国でも1980年代以降、次々と福祉関連の文献等で紹介されていく。しかし、後者の——「青い芝の会」等であいられていた「自立」

「独立」という主張は、なぜかアカデミックな場ではほとんど取り上げられることがなかった。この点に関し、立岩の先行研究があるので、ここではこれ以上踏み込まないが、いずれにせよ、重要なことは、「自己決定」と「自立」は80年以降、明白にセットになって主張されるようになっていったことである。また、ここでいう自立が自活（経済的自立）や「ADLの自立」を意味していないことも重要な発想の転換であった。「青い芝の会」でも、自らが「保護される立場から離れ、自らの主体性を、『危険を冒す自由』を主張」<sup>18)</sup>していたことに注目したい。さらに、そこでは「自分で決めるのだということ、責任は自分でとるから保護してくれなくてよいのだということもはっきりと言われている」<sup>19)</sup>ことが重要である。

IL運動や「青い芝」などの文脈においては、バイステックのいう「責任を伴った選択・決定が、当人を向上させる」といった、援助者の考えは無効化されるのだろうか。そうではない、と思う。この考えは今なお援助関係においては一定の妥当性を有するし、また一般論としても支持される考えであると思う。しかしながら、「障害者」といわれる当事者の人びとが施設のなかにあったとき、その人たちは現実的にはあまりにも制約の多い生活を強いられていたのであり、端的に言えば、施設には「自由」がなかったということなのである。だから彼／彼女らは、積極的に「援助関係をも超え出て」いこうとしたのである。つまり、前述したバーリンの言葉に代表されるように、自己決定は自由主義というきわめて「近代的な」価値観に支えられた考え方であったのにもかかわらず、「障害者」が施設や親元にいる限り、「近代的な」自己決定に基づいた生活を送ることは不可能だったのである。自己決定は援助関係の原則として、また理念としては存在してけれども、現実には「障害者」たちがそれを手にすることは困難だった。未だ到来していない「近代」——「自己決定」が主張される要因は、まさにそこにある。

これまで、社会福祉における「自己決定」は、一種の否定的概念であった<sup>20)</sup>。すなわち、それが奪われているという状況が現にあるからこそ、「自己決定」の重要性が叫ばれ、当事者の側に決定権を取り戻そうとする動きが見られたのである。硬直化した規則づくめの施設生活に対し、外出したり、好きなも

のを食べたりといった「普通」の生活をするについての決定が認められるべきといった主張は当然のことである。しかし、前述したように、「自己決定」は否定的概念であるので、具体的に「～をすべき」という形ではその内容を示しえないのである。「汝の欲するところを行え」という格率が、自由の具体的な内容を示さないように。

以上、社会福祉領域において「自己決定」という言葉が、どのように用いられてきたかを見てきた。そこで気づかされるのは、「自己決定」の文脈において、しばしば「責任」が問題となることである。「自己決定」することは責任をともなうことであり、それゆえに「自己決定するには一定の能力が必要だ、という言説はかなり一般的に見られる<sup>20)</sup>。

しかし果たして、「自己決定」＝「自己責任」という図式は正しいのか。また、責任とは何を意味するか。次節では、この問題を取り上げることとする。

### 3. 自己責任？

「自己決定」と「自己責任」。この両項は、どのような文脈のもとで組み合わされるのか。この点に関して、社会福祉学の比較的よく読まれているテキストに、次のような箇所がある。

市民が自分自身の生活に対して責任を持つという思想は現代社会では当然のことと考えられている。しかし、生活自己責任の思想はそれ自体が歴史的な所産である。生活自己責任の思想は、近代社会の萌芽の時代に人々が封建社会の身分権力的な束縛からの解放を求め、私的所有、身分的平等、生命、信教、思想、交通、居住の自由などの市民的な諸権利を確立してきたという歴史的な経緯にかかわっている。(中略)生活自助原則とよばれるもののひとつの半面は、正当な理由なくして生命や財産を奪われない権利、(中略)自己のことは自己の、自己のみの責任において決定するという権利——自己決定原則を意味し、もう一つの半面は自己の生活には自己のみが責任を負うという義務——自己責任原則を意味している<sup>22)</sup>。

ここに引いた文章のなかには、責任という言葉がちりばめられている。わけても「自己責任原則」という言葉が用いられているのが印象的である。自己責任原則すなわち「自己の生活には自己のみが責任を負う義務」における「責任」とは、何を意味するか。これは、つまるところ、自己の稼得や、自己が所有する資産等を源泉として生活を営むことができることを指していると思われる。この種の「責任」を社会福祉サービス供給の文脈で捉え直すならば、それはサービスを受ける者が利益に応じた金銭を支払うこと、すなわち受益者負担を表象することになる。社会福祉基礎構造改革の審議のなかで時々触れられていた「責任」は、ほとんどがこの意味で用いられていたと考えられる。

賃金や年金、預貯金などにより、「誰かの世話にならず」自己の生活を維持していくこと、これを自己責任として捉える考え方はいかにもナイーブではあるが、一般化するだけの根拠はある。その理由を再び、自由主義の文脈に立ち戻って考えてみる。

自由主義は、「人は生まれながらにして自由である」という公準をもとにし、前近代的な身分制社会のさまざまな束縛からの解放を目指す政治思想であった。しかし、この考えは、資本主義社会の発展に伴い、市場では政府に干渉されずに自由に経済活動をするのがよいという〈経済的自由主義〉へと変容した。さまざまな干渉や規制を拒絶する経済的自由主義のもとでは、市場で自由な活動を行った結果、仮に失敗したとしてもその責任が自己にあることは明白であった。ここで、市場での活動が自由であることがよいとされた理由は、それが社会全体の富をもたらすと考えられていたからである（アダム・スミス）。一方、倫理学の側では、人間に共通する価値として、快を好み、苦を忌避するという快苦原則を基礎としてベンサムが倫理学説を展開していた。そこでは、なるべく多くの人が大きな快を得、苦を受ける人がなるべく少ない行為こそが善なる行為とされたのである。そしてこれこそが、総体としての社会の幸福（功利）が最大化する行為を善とする功利主義の考え方であった。かかる功利主義は、元来経済的なものではなかったものの、前述した経済的自由主義と一体化して理解されるようになった。その結果、本来社会全

体の善を主題として考えられたものではなかった自由主義は、功利主義と結びつくことによって、規範的な性格を帯びようになる。また、自由と責任の関係は政治的自由主義のもとでは必ずしも明確でなかったが、経済的自由主義はこの両項のつながりを自明視した。このことから、自由な決定と自己の責任とは対概念として一般化していったものと思われる。わが国では、政治的自由主義はなかなか根付かなかったが、経済的自由主義の考えは、わが国が資本制社会に移行すると同時に入ってきたと考えられる。わが国では、「人は生まれながらに自由である」という考えを公準として踏み込んだ議論を展開することは少なかったものの、経済的文脈における自己決定=自己責任を対概念とする考えは一般化したのであった。そのため、わが国の「青い芝の会」等に見られる自立生活を希求する「運動」も、現在の「保護」状態から出ていくためには、自分が責任をとる代わりに、「保護」する者に責任を帰さないという「決意」を必要とした。社会において、自らの自己決定権を行使するためには、自己決定と自己責任が等値化されるという枠組みのなかで、〈自己責任をとる〉ことで自己決定を手に入れるという形の戦略しかとりえなかった。このことは現在でも多くの障害者が経験されていることだと思う。しかし、社会福祉学では、障害者が親元や施設を離れて地域で暮らすことを安易に「共生」とか「ノーマライゼーション」などと呼び、近代社会の変容——いわゆる福祉社会の実現をそこに見ようとしている。

今仮に、ナイーブな意味での生活自己責任を担えるだけの障害年金やさまざまな福祉手当があったとしても、自己決定と自己責任に関する問題は残る。それは、当事者の判断能力に疑問が付されるような場合である。具体的には、かなり重度の知的障害者や痴呆性高齢者などがこの場合に当てはまる。事実、「自己決定」が援助における理念として定着しつつある近年においても、自己決定と責任に関しては、現場の援助者のなかにも、混乱が見られるようである。ある老人福祉施設のケアワーカーは、次のような迷いを口にする。

痴呆の症状がある方々には、入浴拒否、施設脱走、毒舌、暴力といったことが起きます。入浴は職員2人がかりでまさに格闘します。外から見たら

「何もそこまでして入浴させなくても...。」と思われるかもしれませんが、オムツの中は蒸れて悪臭を放しているので入浴がぜひ必要になります。脱走は「仕事があるのでこんなところにはおれん」といって出て行こうとします。その人にしてみれば牢獄に居るような気分なのでしょう。しかしいっしょに家に帰るわけにも行きません。毒舌、暴力は「〇〇さん、こちらへどうぞ」と声かけただけで「私をバカにして」と言って職員を叩きます。何が誘引となるのか 皆目見当がつかず困っております。 これら痴呆性老人の行動を自己決定だからと放置してしまうことは、勘違い甚だしいことで、むしろそうした方がどんなに楽だろうと思います。

自己決定には自己の責任が付いてくるものだと思いますが、老人の方々に自己の責任は取れるのでしょうか...? 責任は誰に?あるいは責任をとれる程度の決定権しかないのでしょうか? (下線、および強調文字は引用者による)

これは痴呆性高齢者や重度の知的障害を持つ人のケアをした人なら、必ず直面するであろうきわめて本質的な、またそれゆえに重要な問いである。この発言に応えることは、実はそれほど容易なことではない。ここで問題にされている「自己責任」が、先に引用したテキストの「自己責任」とは全く異なった内容を指していることは明白である。

そこで、われわれは桜井哲夫の「責任」についての考察を手懸りに、ここでケアワーカーの言っている「自己責任」について検討したいと思う。

#### 4. 責任の引き受け、そして「自主性」

桜井哲夫は、「責任」という言葉の意味を、日本語、漢語、西欧語の語源から説明している<sup>29)</sup>。桜井の用いたのは広辞苑の第4版(1991)である。そこには責任とは「①人が引き受けてなす任務。②政治・道徳・法律などの観点から非難されるべき責(せめ)・科(とが)。」と出ている。それでは漢字そのものの成り立ちから見た場合はどうか。白川静『字通』(平凡社、1996)によれば、

「責」とは、もともと税金を課せられることであり、「とりたてられ、せめられ、しかられ、なじられる」ことが「責」だということになる。また「任」とは「荷物を担い、これを負うことより、堪える」という意味であり、ここから、桜井は、「責任」という言葉は、漢字文化圏では、「権力者から一方的に何か重荷を押しつけられる」というつらいイメージをもつ言葉であることを指摘している<sup>24)</sup>。一方、英語の responsibility は、もとはラテン語の respondeō (保証する、応答する) に由来し、この言葉は「お前が約束するなら、私も約束しよう」という互酬的な保証を意味すると述べられている。つまり、ヨーロッパ諸語での「責任」という言葉の語源は、「ある約束に対する応答、保証」という人間間の約束事を意味する言葉であり、社会のなかでの人間関係を互いに規定する意味をもつものであるとされる<sup>25)</sup>。

桜井はまた、ヨーロッパ諸語の responsibility にあたる語が、比較的新しい言葉で、18世紀後半から使用され始めたことを指摘する。さらに日本で「責任」という言葉が一般的に使われるようになってきたのは、明治20年代に「責任」が法律用語として定着するのに対応していた、と述べている。

ここで重要と思われるのは、ヨーロッパ諸語圏では、他者と何らかの「約束」の関係に入ったとき、初めて両者に「責任」が生じ、その「責任」とはなによりもまず、交わした約束に応えるということの意味しているということである。ヨーロッパ諸語圏では、責任は約束を核とした互酬的な意志や行為を意味するのに対し、漢字文化圏における責任は、任務と責めを核とする。ヨーロッパ諸語圏でも約束をたがえた場合には、なんらかの咎を科せられるものと思われるが、漢字文化圏では、責めが一方的に科せられる意味合いが強い。これに対し、ヨーロッパ語圏では、互酬的な約束に違反した結果、責めが科せられるという違いがあるように思う。さらに、日本での場合、同じ約束違反であっても、法に定められた約束(=契約)に違反した場合に、責めを負うという側面が強いように感じられるのである。このことは、日本において「責任」という言葉がそもそもまず、法律用語として定着したことで深くかかわっている。つまり、責任を負うのは、西欧では基本的に、人間間で意識的に交わされた互酬的な約束をたがえた場合であり、これに対してわ



が国では、本人が意識しない間に定められた法（掟）に触れた場合に責任をとらされる、といったニュアンスが強い。

次に、桜井によって示された漢字文化圏における「責任」がもつ語感を参考しつつ、現在の日本で責任という言葉がいかなる契機を含んでいるのかを考察しよう。

「責任をとる」とはいかなることか。まず、本人が行為をし、それが良くない結果に結びついた場合、その本人は良くない結果の原因が自らにあることを認め、責めや咎を引き受けるということがある。良くない結果の影響を直接被るのは、自分であったり、他者であったりする。「良くない結果」とは、金銭的な損害から心身に負った傷や痛みまで含む。次にそのことをどう表現するかという手段の問題がある。心情的には謝罪したいという思いや後悔、反省などとなって現れる（これはしばしば心情と身体の表現が相即的である場合がある。つまり、形式的に頭を下げるのとは違って）。謝罪とは、自らに非があることを認めることであるとともに、相手にかけた迷惑や苦痛に対し、自らも心苛んでいるということを証立てるものである。さらに、相手に対する償いとしては、どのように補償するかという問題がある。要は、「責任をとる」とは、良くない結果があった場合に、そのような結果をもたらした非を認め、被害を被った者がいる場合には謝罪し、償いをするとともに、責めによって本人が苦痛を感じ、心苛むことであるといえる。

今、行為者Aがある行為をした場合、良くない結果をもたらしたとする。このとき、責任はAに帰せられるが、このとき自ら自主的にAが当該行為をなすべく決定したという場合と、そうでない場合がある。また、Aが自主的にその行為をなすべく決定した場合でも、何らかの結果を予想して行為した場合と、結果を予想せずに行為した場合とがある。さらに、結果を予想した場合でも、Aが判断材料を十分にもっている場合とそうでない場合とがある。後者の場合には、その行為はAにとって多分に「実験的」な要素を含むこととなる。この行為は、「試み」と呼ばれるものに近い。

以上のことを踏まえた上で、青い芝の会の人たちが言っていた「責任」——責任は自分でとるから干渉はしてくれるなという意味での責任——とは何だっ

たのかと改めて考えてみる。この場合の責任とは、自己決定して行為した結果がたとえ当人にとって芳しいものでなかったとしても、福祉従事者など他者の責任にはせず、その行為の結果を自らが引き受けるということの意味すると思われるのである。

ここでわれわれは、前述した老人福祉施設に従事するケアワーカーの疑問を検討することになる。ケアワーカーの疑問は、痴呆性高齢者の自己決定能力と、自己責任能力、責任の所在などに関するものであった。確かに、痴呆性高齢者の場合、これまで本稿で見てきたような、「外的束縛にしばられず自分のことを自分で管理できる」自律的人間、という主体概念はあまり当てはまらないように思える。また、痴呆性高齢者には、本節で検討してきたような、あるいは青い芝の会の人びとがいうような意味での「責任」もとりにないだろうと思われる。しかし、われわれは介護保険制度成立以前から、痴呆性高齢者の抑制(身体的拘束)を廃止すべく、さまざまな試みを続けてきた福岡県の病院の取り組み事例を想起すべきである<sup>30)</sup>。福岡の病院では、抑制を廃止した結果、高齢者の徘徊や排泄などについて、すぐさま困難な状況に直面した。だが、スタッフは、さまざまな試行錯誤を通して、少しずつ高齢者の自主性を高めていったのである。痴呆性高齢者の場合、通常の判断力は衰えているものの、「抑制をいやがる」「抑制をはずすと表情が穏やかになる」といったように、明確な意志はある。また、自主性もあるのである。

これらのことを念頭に、援助関係における「責任」とは何か、まとめてみたい。援助者側には、痴呆性高齢者を事故から守るという責務がある。しかし、専門職には、被援助者の「良き生」を実現するという任務=責任もある。これを実現するためには——抑制廃止の例に見るように——しばしば援助の方法に実験的要素が入ってくる。そのときの結果に対する責任は、場合によっては、当事者—援助者間でシェアするべきであるといえる。仮に、実験的な試みが失敗した場合はどうか。当事者がその試みに参加するということは、その人の人生を賭けた「運命の引き受け」に近いものである。結果とはまさに自分に起こることであって、結果を引き受けることは実存的な単独者としての責任である。一方、援助者の側は、良い結果を出すように任務を遂行で

きなかったことを謝罪し、一体どこに失敗の原因があり、それに対してどのような対策がたえられるのか、また当事者が今どのような状態にあり、今後の見通しはどのようなものであるか、当事者側に説明する責任がある。また、当事者へはその都度、フォローアップをしなければならないことはいうまでもない。

このように、当事者と援助者とは「責任」といっても、その意味内容が大きく異なっている。

### むすびにかえて

以上の考察から、明らかになるのは次のようなことである。まず、「自己決定」はきわめて近代的な価値をもつ概念であるが、社会福祉の援助領域において、当事者が自己決定に基づいて生活するというこれはこれまで事実上困難であり、援助領域においては未だ「近代」は到来していなかったということである。また、自己決定は不可避免的に「自己責任」をとらなう、というのは一種の社会通念であり、援助の現場において自己決定を至上のものと考えてしまうと、そこに責任をめぐってさまざまな困難性が生じてきてしまう、ということである。痴呆性高齢者のように、自律的な自己決定をすることが困難な場合にも、当人の「自主性」は依然としてある。自己決定能力が衰えているからといって、当事者の自主性も失われたと考えることは、大きなあやまちである。自己決定の反対概念は、おそらく「保護」ということであろう。援助領域では、保護の質が問題となってくる。援助者には、クライアントの自主性が高められるような援助が求められる。自主性——それは、援助の最後のよりどころとなる「人権」の重要な契機をなすものだからである。

## 注

- 1 加藤尚武『現代倫理学入門』講談社学術文庫、1997、167ページ。もっとも加藤は、この条件のどれもに、複雑な難問が絡んでいることを指摘している。
- 2 自律性の概念を初めて明確に表した人物は、トマス・アクィナスであるといわれている。さらに、時代は下って、スピノザとカントが、この概念を体系的に説明した。カントは、自由という観念が、先なる原因に依存しないこと、すなわち「自律」と不可分に結びついていることに目を向けた思想家である。
- 3 ルークス、間宏監訳『個人主義』御茶の水書房、1981、82ページ。
- 4 ルークス、前掲書、82～83ページ。
- 5 フェイドン／ピーチャム、酒井忠昭・秦洋一訳『インフォームド・コンセント』みすず書房、1994、186ページを参照。
- 6 立岩真也『私的所有論』勁草書房、1997。「私的所有」という近代社会を徹底して流れる、いわば自明とされたイデオロギーを疑いつつ、さまざまな「自己決定」について幅広く分析したもの。詳細な注があり、参考になる。
- 7 このあたりのことと関係すると思われるのだが、廣松渉が、「ものに対することの基底性」、あるいは、「“実態”に対する「関係」をはじめから物象化して「もの」的に表象してはならない」と述べていることに注目したい。廣松渉『もの・こと・ことば』勁草書房、1979を参照。
- 8 井上達夫『他者への自由』創文社自由学芸叢書、1999、146ページ。
- 9 加藤、前掲書、174ページ。
- 10 フェイドン／ピーチャム、前掲書、8ページ。
- 11 バイステック、田代不二男・村越芳男訳『ケースワークの原則』誠信書房、1965、166ページ。
- 12 前掲書、169～170ページ。
- 13 前掲書、170ページ。
- 14 前掲書、171ページ。
- 15 前掲書、171ページ。
- 16 バイステックはこれを、具体的に「重病人・無学者あるいは口がきけない者」としている。前掲書、183ページを参照。
- 17 安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『生の技法』藤原書店、1990、立岩真也「自己決定する自立——なにより、でとでも、大切なもの」石川准・長瀬修編著『障害学への招待』明石書店、1999等を参照。
- 18 立岩、前掲論文、86ページ。ここで、前節で触れた加藤尚武の自由主義の要約、そ

の第4番目の規定を想起していただきたい。

19 立岩、前掲、86ページ。

20 概念は、「積極的概念」と「否定的概念」に弁別することができる。積極的概念とは、その内実をリストアップできるような概念である。例えば、動物の積極的概念は、熊、ネズミ、オットセイなど具体的に示すことが可能である。これに対して、否定的概念とは、その内実を「～でない」という形でしか示しえない概念をいう。自己決定という概念は、自分で自分のことを決められないという状況下で、初めてその姿をあらわにする。

21 たとえば小浜逸郎は、『自己決定』には、後悔をミニマムに抑え、結果の責任を全うしうるために、一定の『社会的能力』が必要とされるのである。」という。これは一応、「常識的な」考え方ではある。小浜『なぜ人を殺してはいけないのか』洋泉社、2000、161ページ。

22 『新・社会福祉学習双書』編集委員会編『社会福祉概論Ⅰ』全国社会福祉協議会、2000、43～44ページ。

23 桜井哲夫『〈自己責任〉とは何か』講談社現代新書、1998、44ページ以下を参照。

24 桜井、前掲書、44～46ページ。

25 前掲書、48ページ。

26 1998年10月に、福岡県内の10の病院が「抑制廃止福岡宣言」を出した。これは、「老人に自由と誇りと安らぎを」というスローガンのもと、①縛る、抑制をやめることを決意し、実行する②抑制とは何かを考える③継続するために、院内を公開する④抑制を限りなくゼロに近づける⑤抑制廃止運動を、全国に広げていくことを宣言しており、この動きを受けて、他県でも活動が広がりつつある。